

地震対策に関する東京圏の 人口構造及び都市構造の現状等

内閣府（防災担当）

首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第3回）

令和6年7月19日（金）

全国的な回廊ネットワークの形成

- 国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図る。

人口や諸機能の広域的な分散

● 四方を海に囲まれ、北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の主要五島と多数の島々から成る南北に細長い日本列島において、人口が減少する中にあっても、人々が生き生きと安心して暮らし続けていける国土の形成を目指す。

● このため、時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る交通ネットワーク等の強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図る。

日本海側＋太平洋側 二面活用 内陸部を含めた全国の連結強化

活発なヒト・モノの流動による
イノベーションの促進

災害時等のリダンダンシー確保

陸海空のシームレスな
総合交通体系の高質化
＋
デジタルの徹底活用

中枢中核都市等を核とした
広域圏の自立的発展

広域圏内・広域圏間
の交流・連携

アジア等海外
との直接交流

日本中央回廊の形成
リニア開業等による時間距離短
縮等の効果を全国に波及

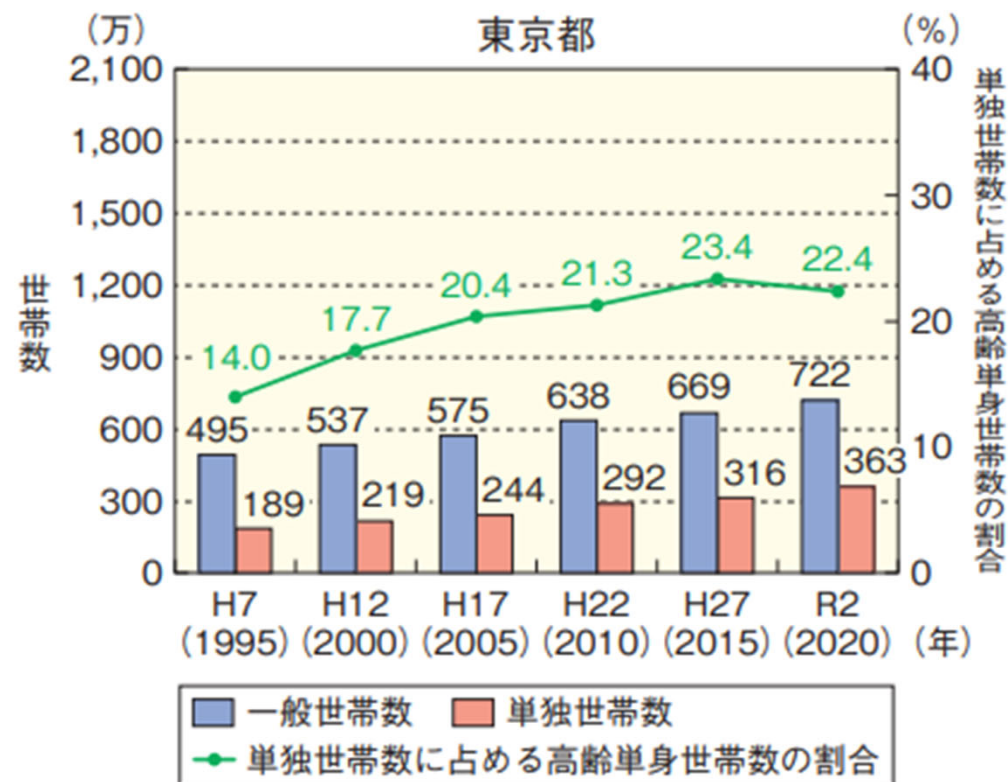
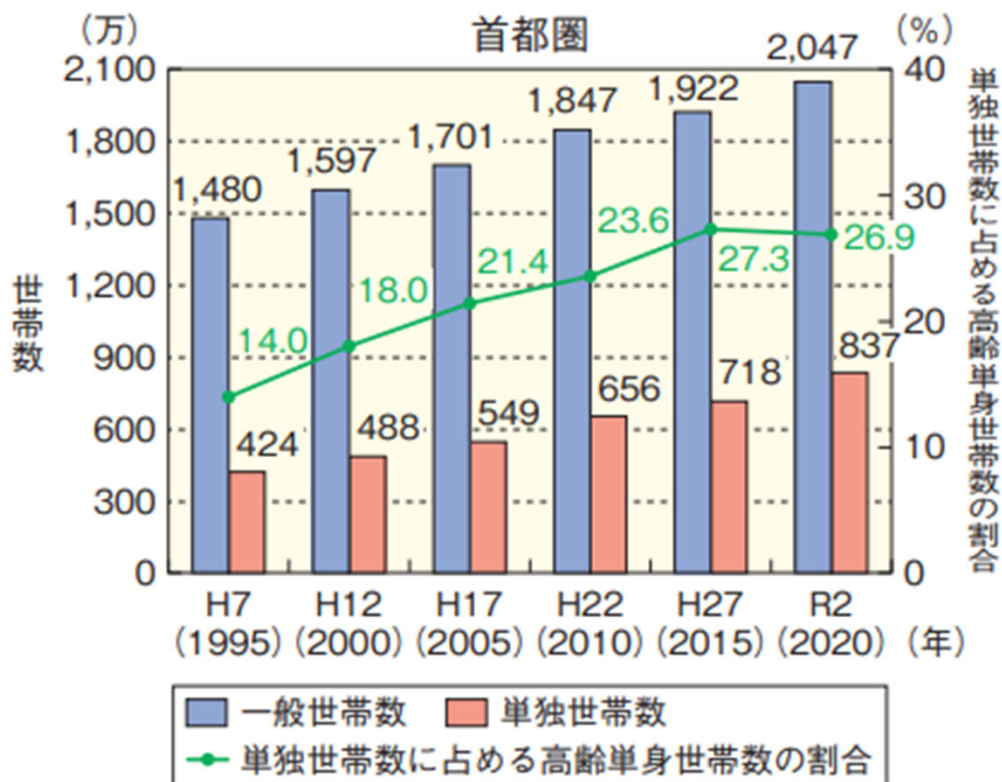
地方の中心的な都市を核とした地域生活圏の形成
〈デジタルとリアルの融合による地域課題解決と地域の魅力向上〉

地方への人の流れの創出・拡大

※本地図は我が国の領土を網羅的に記したものではない。

東京圏の人口構造の現状等

- 首都圏の一般世帯数は、令和2(2020)年は**2,047万世帯**で増加傾向。一般世帯数のうち、単独世帯数は837万世帯で、単独世帯数に占める高齢単身世帯数の割合は、平成27(2015)年まで増加していたが、令和2(2020)年は横ばい。



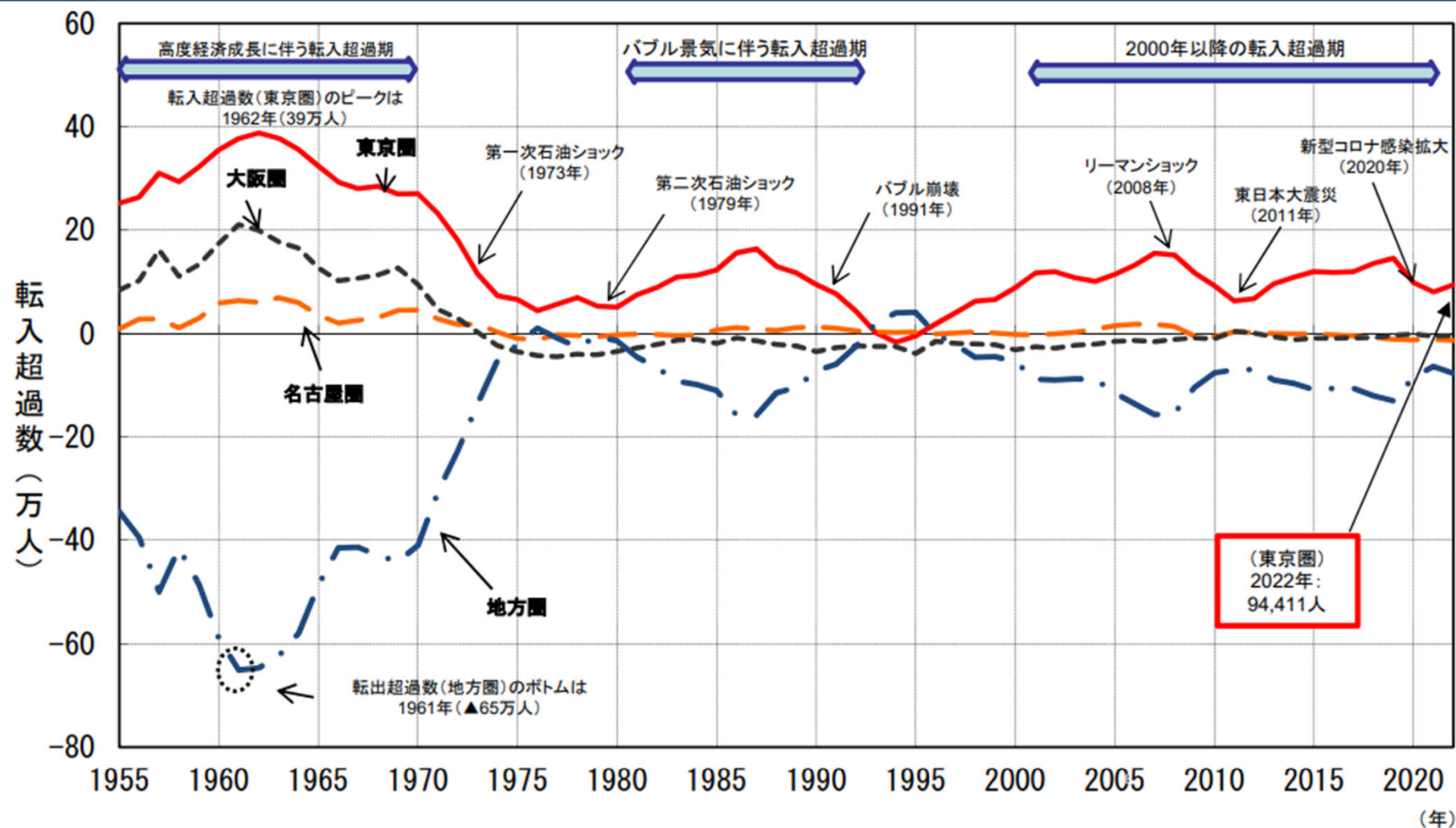
注1：ここでいう「首都圏」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県。「単独世帯数」とは、世帯主の年齢が不詳であるものを含む。

2：各年10月1日現在。

引用元：「令和4年度 首都圏整備に関する年次報告」

東京圏の転入超過の推移

- 東京圏への転入超過の傾向が続いている。



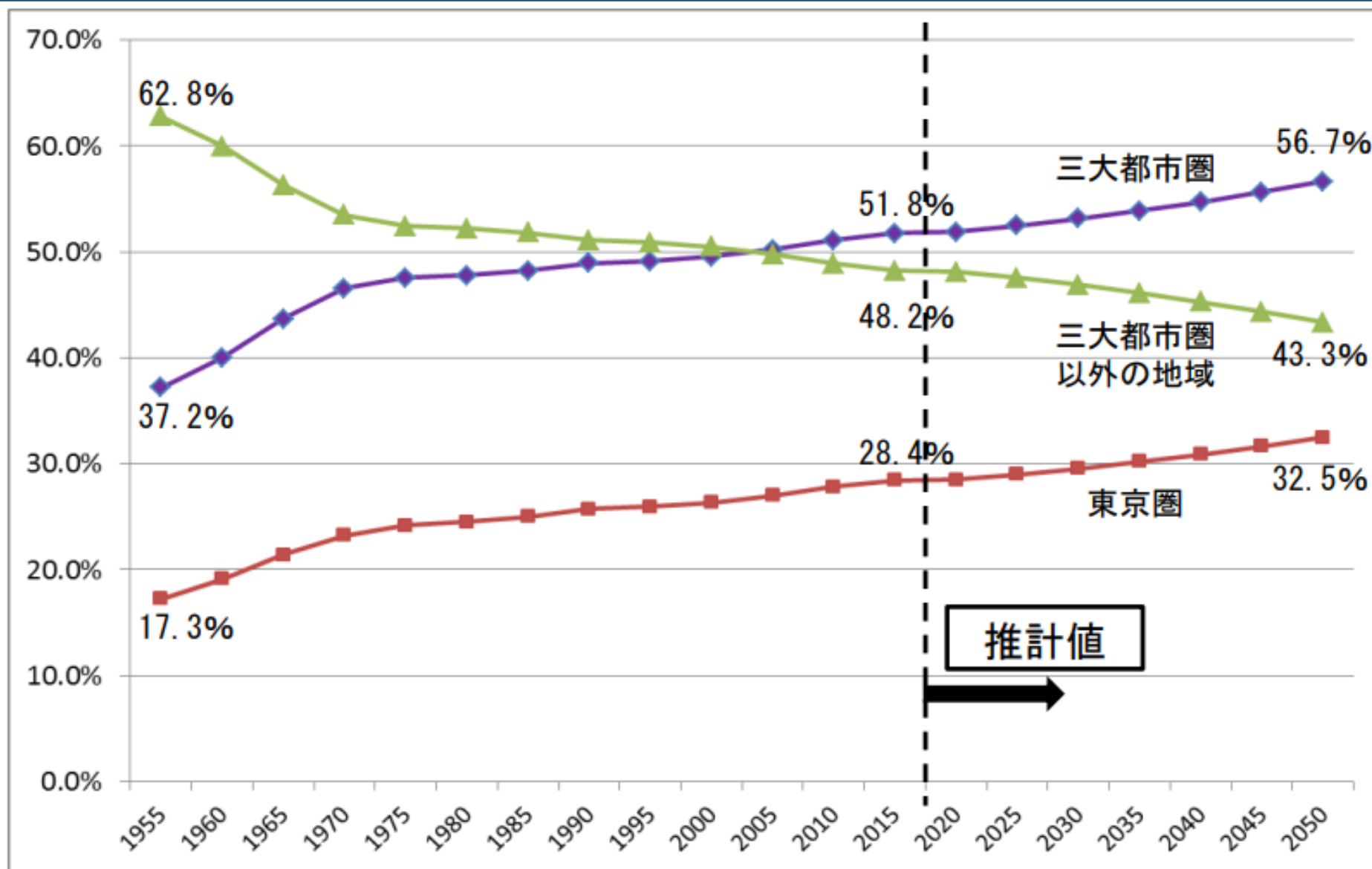
(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」をもとに国土交通省国土政策局作成。値は日本人移動者数。

(注)上記の地域区分は以下のとおり。

東京圏:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏:岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏:京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏:東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏:三大都市圏以外の地域

三大都市圏および東京圏の人口が総人口に占める割合

- 三大都市圏の人口シェアの上昇は今後も続くとともに、その増大のほとんどは東京圏のシェア上昇分となると予測されている。



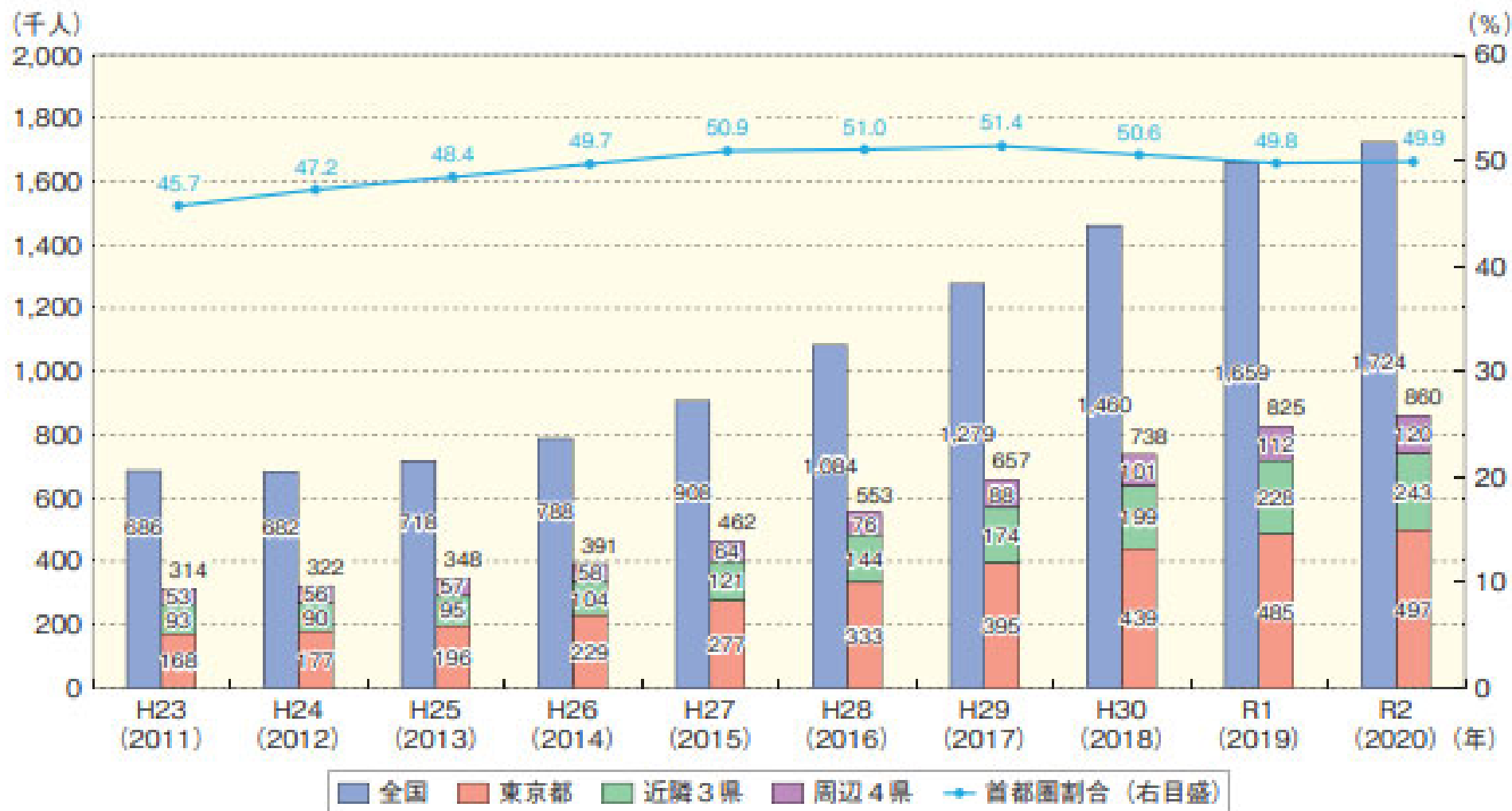
(※)

出典：総務省統計局「国勢調査」及び国土交通省「国土の長期展望」中間取りまとめを元に、総務省市町村課にて作成

全国・首都圏の外国人労働者数の推移

脆 曝

- 首都圏における外国人労働者数は増加傾向にある。令和2（2020）年には86万人となっており、そのうち東京都が約6割を占めている。
- 全国の外国人労働者数のうち、首都圏の占める割合は、近年、約5割で推移している。



注：各年の数値は10月末時点

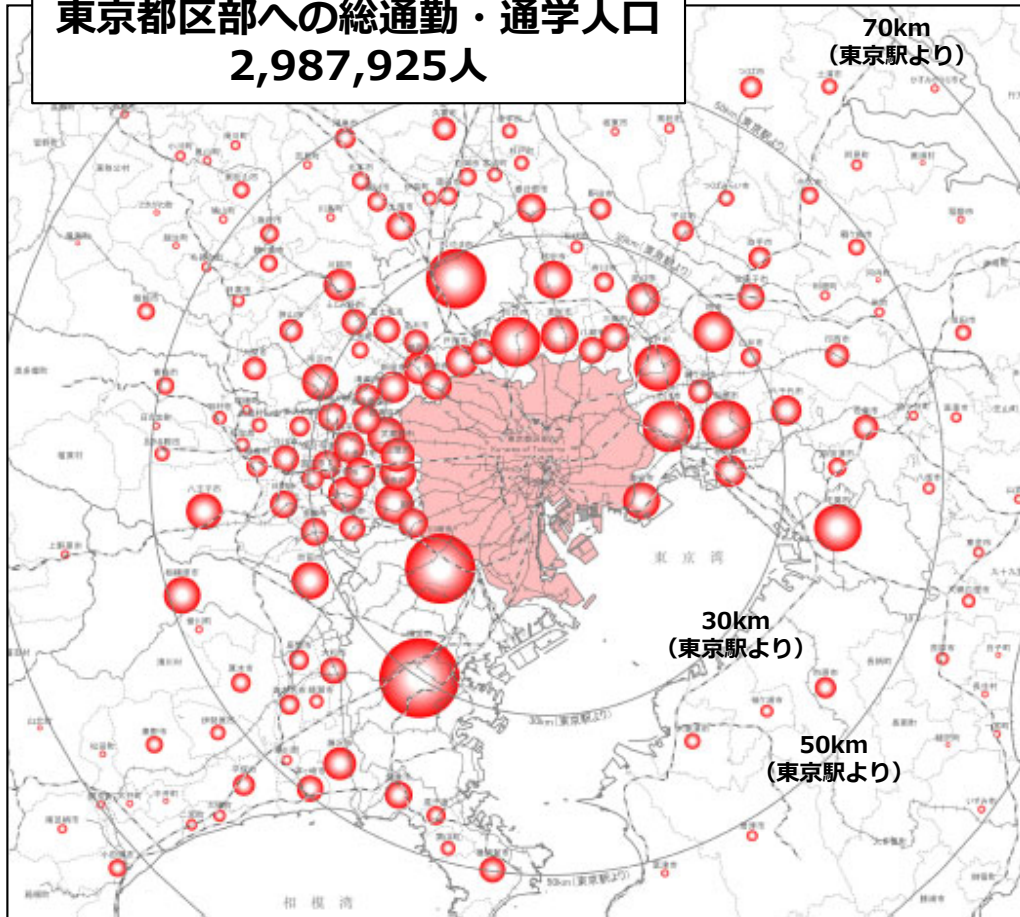
資料：「外国人雇用状況の届出状況」（厚生労働省）を基に国土交通省都市局作成

首都圏における通勤・通学人口の動向

脆

- 東京都区部への通勤・通学人口は約300万人にものぼり、その多くは東京駅から50km以内。次に多い横浜市では約40万人にのぼり、その多くは横浜駅から30km以内。

東京都区部への総通勤・通学人口
2,987,925人



横浜市への総通勤・通学人口
396,993人



* 総通勤・通学人口とは、中心市への通勤・通学人口が100人以上あり、鉄道距離が200km以内の市町村からの通勤・通学人口の総数である。
この地図の作成には、「国土数値情報（行政区画、鉄道及び湖沼データ）」（国土交通省）
（<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）を加工して使用している。

出典：総務省「国勢調査 大都市への通勤・通学人口図（令和2年）」
（https://www.stat.go.jp/data/chiri/map/c_koku/dtukin_r2/index.html）をもとに内閣府で一部改変

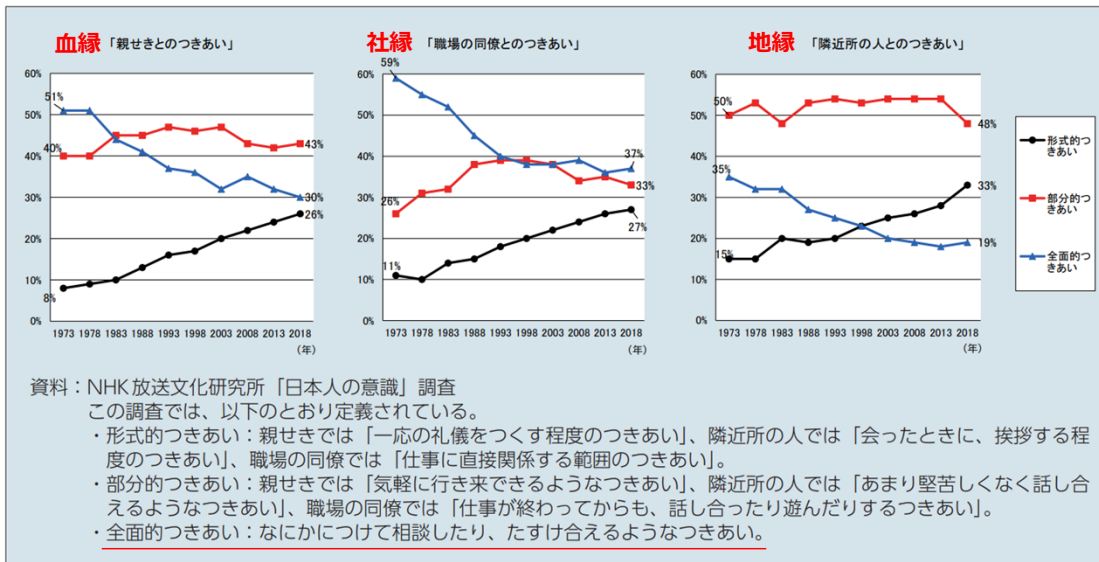
JR東日本エリア内の1日平均の乗車人員（2022年度）

		定期外	定期	合計
1	新宿駅	293,190人	309,367人	602,558人
2	池袋駅	202,273人	256,518人	458,791人
3	東京駅	182,209人	164,449人	346,658人
4	横浜駅	145,726人	194,810人	340,536人
5	渋谷駅	152,740人	139,891人	292,631人

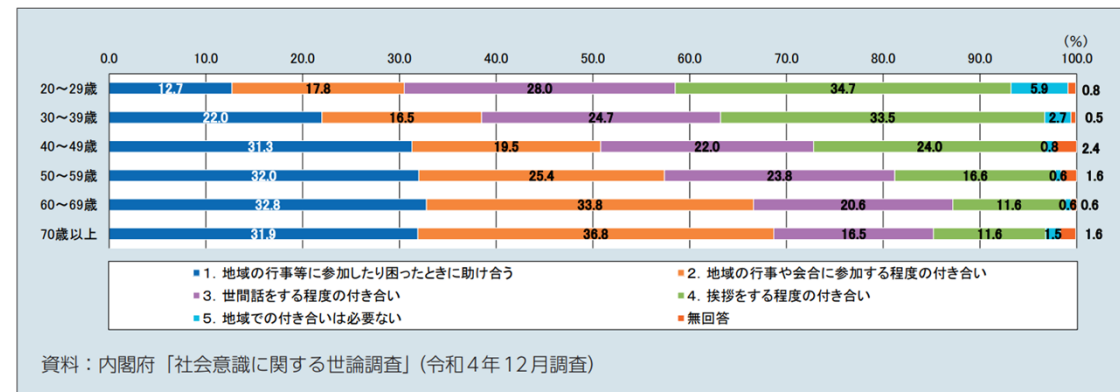
出典：JR東日本「各駅の乗車人員 2022年度」
<https://www.jreast.co.jp/passenger/>

○血縁・地縁・社縁のいずれにおいても、「なにかにつけて相談したり、たすけ合えるようなつきあい」を望ましいとする者の割合は大きく減少。
また、**20歳代や30歳代では「挨拶をする程度」、「世間話をする程度」が望ましいとする者の割合が高い一方、40歳代以降は「地域の行事等に参加したり困ったときに助け合う」付き合いを望ましいとする者の割合が高い。**

▼つきあいとして望ましいもの



▼望ましい地域での付き合いの程度（年齢別）



首都圏における救急搬送の状況

脆

○首都圏における救急搬送の状況は、入電から医師引継ぎまでに50分前後を要しており、管外搬送も一定程度存在。

病院収容所要時間別搬送人員の状況（入電から医師引継ぎまでに要した時間別搬送人員）

	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	合計（件）	平均（分）
全国	0.0% 0.0%	1.2% 0.2%	15.7% 6.5%	63.7% 61.7%	17.6% 28.4%	1.7% 3.2%	6,217,283 1,131,828	47.2
東京都	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	1.4% 1.0%	51.9% 42.2%	40.6% 49.0%	6.1% 7.9%	713,577 16,577	66.9
神奈川県	0.0% 0.0%	0.4% 0.1%	11.0% 5.4%	69.7% 66.9%	17.9% 25.6%	1.1% 2.0%	470,395 76,175	47.6
千葉県	0.0% 0.0%	0.3% 0.0%	6.1% 1.7%	62.8% 50.2%	27.5% 40.9%	3.3% 7.1%	314,247 90,710	56.0
埼玉県	0.0% 0.0%	0.3% 0.1%	7.4% 2.5%	66.0% 50.1%	23.5% 40.1%	2.8% 7.3%	339,585 96,518	53.2

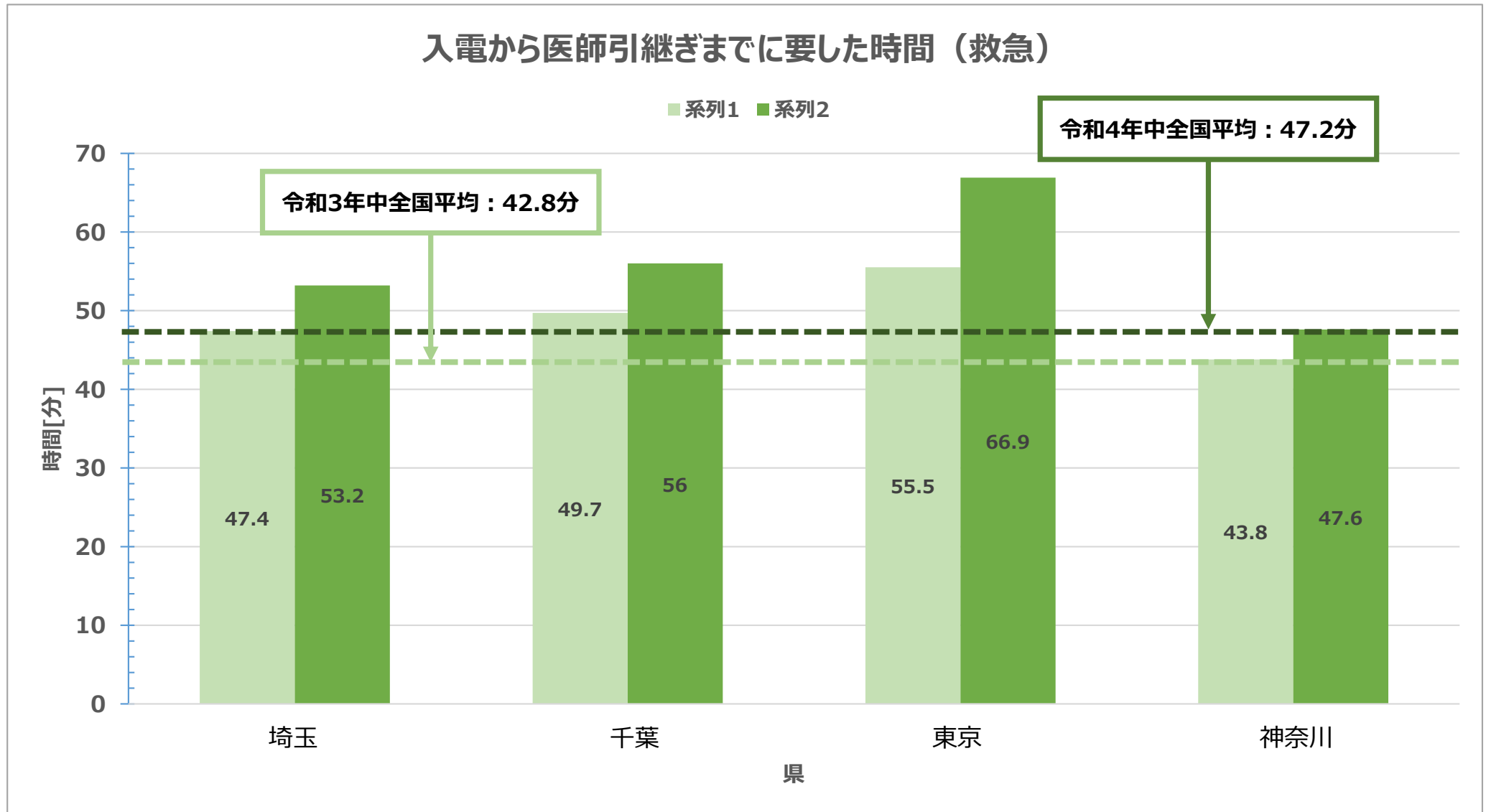
注：下段斜字体は、管外搬送分で内書きである。

出典：消防庁「令和5年版 救急救助の現況」

入電から医師引継ぎまでに要した時間（救急）

脆

- 入電から医師引継ぎまでに要した時間（救急）は令和3年中と比較して増加傾向にある。
- 東京圏においては、全国平均と比較して所用時間が長い傾向にある。



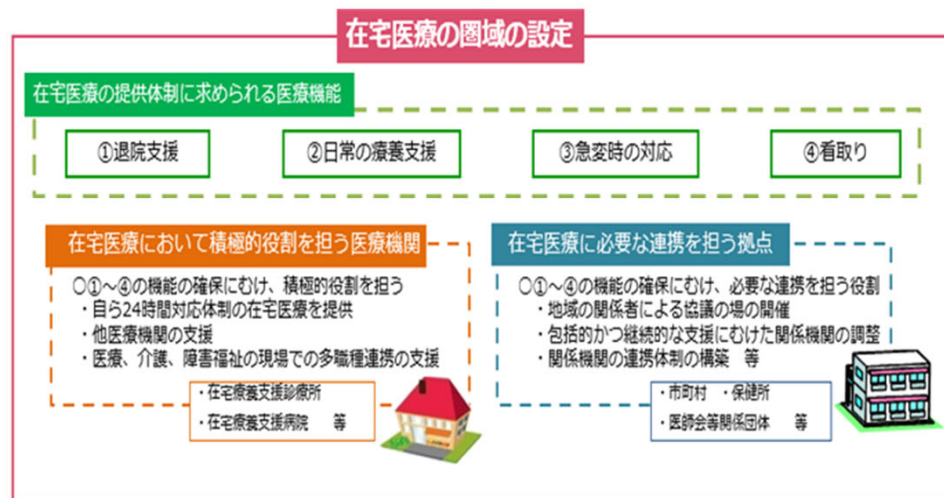
在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

脆

概要

- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- 在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
- 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

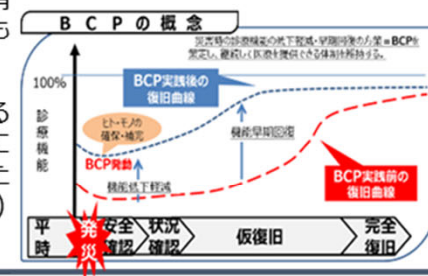
在宅医療の提供体制



- 国は、都道府県に対し、訪問診療及び訪問看護の必要量の推計等を提供する。都道府県は、国から提供を受けたデータを踏まえ、在宅介護の提供体制も勘案しながら在宅医療の体制整備を進める。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について、それぞれが担うべき機能や役割を整理する。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

急変時・看取り、災害時等における整備体制

- 在宅医療における急変時対応に関係する機関として消防機関や後方支援を行う医療機関を明確化するとともに、地域の在宅医療の協議の場への参加を促す。
- 災害時においては、各関係機関での連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が策定した手引きや事業等も活用しながら、業務継続計画(BCP)の策定を推進する。



在宅医療における各職種の関わり

- 訪問看護について、退院に向けた医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備や、事業所間の連携、業務効率化等について取組を進める。
- 歯科診療所と後方支援機能を有する歯科医療機関との連携や医科歯科連携の体制構築を進めるとともに、歯科衛生士の機能・役割や訪問歯科診療への関わりについて明確化する。
- 多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等の観点から、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図り、麻薬や無菌製剤の調剤、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備を進め、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築する。
- 在宅療養患者が居宅において生活機能の回復・維持を図る観点からリハビリテーション提供体制の整備は重要であり、その機能・役割について明確化する。
- 在宅療養患者の状態に応じた栄養管理を充実させるために、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養食事指導の体制整備が重要であり、その機能・役割について明確化する。

在宅医療における情報通信機器等の活用

- 今後高齢化の進展に伴い、在宅医療のニーズは増加する一方で、マンパワーの制約があることを踏まえ、情報通信機器等の活用等も含めた、質の高い効果的・効率的な在宅医療の提供体制を進める必要がある。
- 在宅医療における情報通信機器等の活用の取組としては、対面診療の補完、医療過疎地における遠隔診療、多職種連携におけるネットワーク構築等がある。

【在宅医療における情報通信機器の活用例】

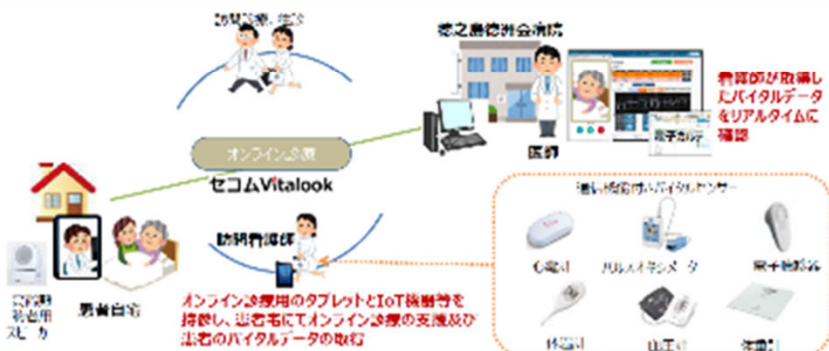
対面診療の補完としてのオンライン診療

- ・福岡県（福岡市）の医療機関では、在宅患者に対する医療提供体制の強化の一環として、訪問計画の一部にオンライン診療を組み込む事で、医師の訪問負担を軽減しつつ、在宅患者への診療頻度を高める取組を実施している。



訪問看護等とも連携した遠隔地への医療提供

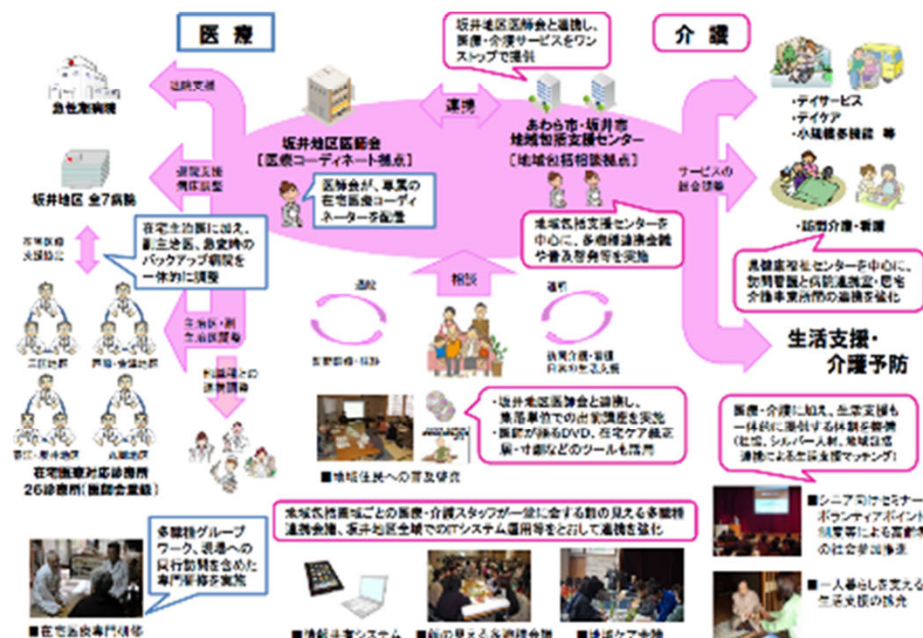
- ・徳之島（鹿児島県）における病院と自治体が連携し、遠隔医療支援プラットフォームを活用したモデルを構築する取組
- ・訪問看護が取得した患者のバイタルデータを用いて、医師がオンラインで診察・記録を行うことができる。



【出典】令和2年度遠隔診療モデル参考書ーオンライン診療版ー（総務省情報流通行政局）

ネットワーク構築による病病連携・病診連携・多職種連携の構築

- ・福井県（坂井地区）では病院が持つ患者情報（退院・看護サマリ、検査結果、画像、処方、注射など）をシステムにより、診療所や訪問看護ステーション、介護施設等と共有できる体制を整備。
- ・「カナミックネットワークTRITRUS」を用いて、在宅医療関係者間 診療情報や日々の生活情報等を共有



【出典】平成29年度在宅医療連携モデル構築のための実態調査（厚生労働省医政局）

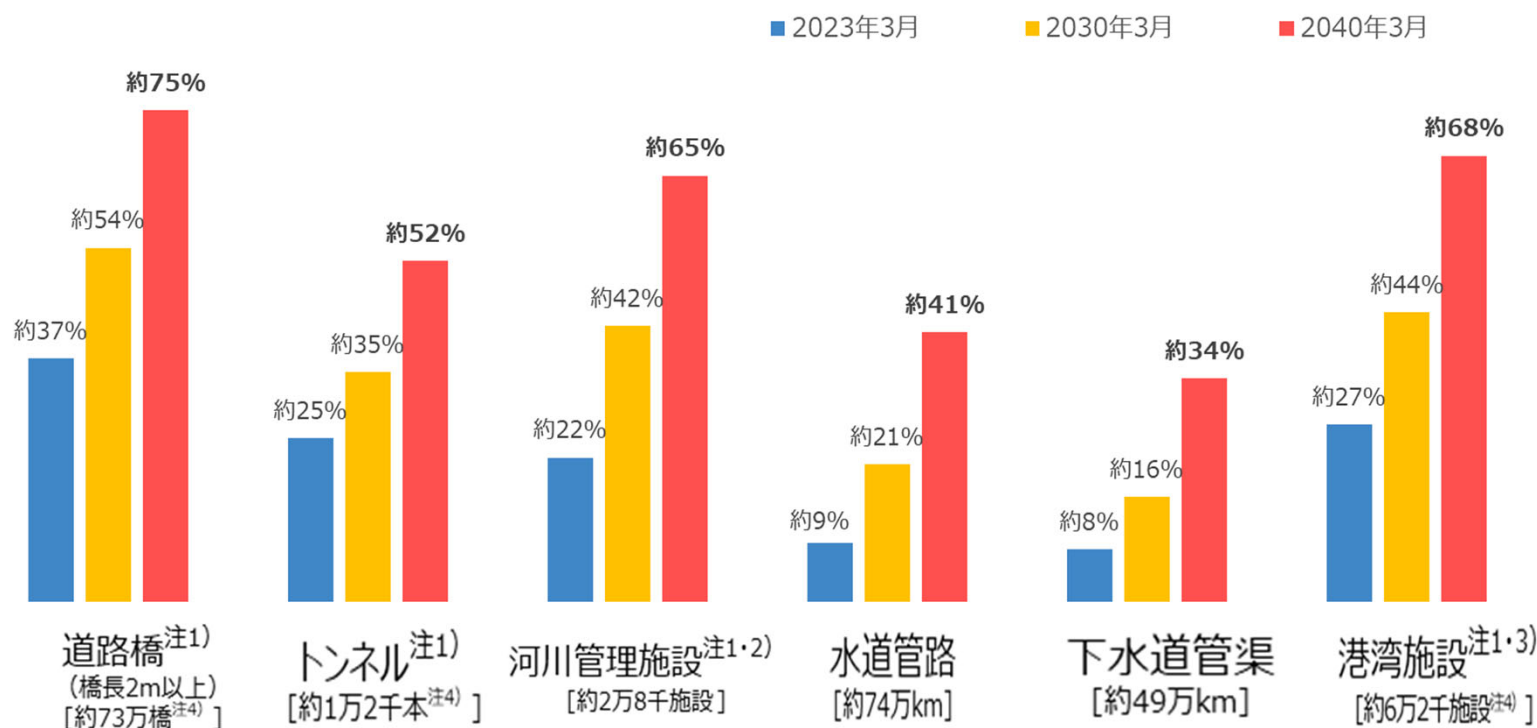
東京圏の都市構造の現状等

高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、上下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合】（2023年3月時点）

[] : 各施設の総数（総延長）



内部の鉄筋が露出した橋梁



陥没した港湾施設のエプロン部分

注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

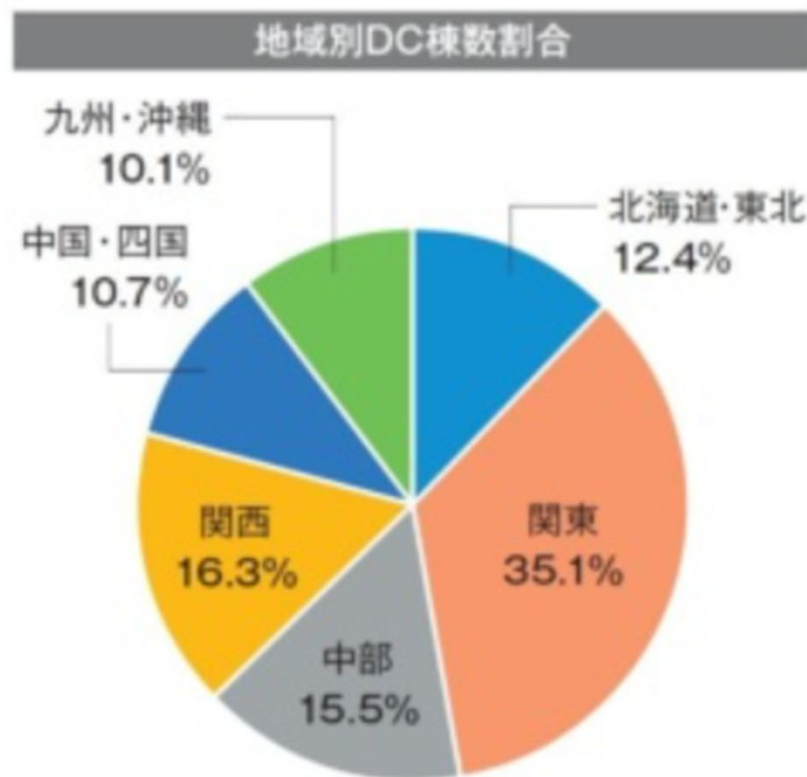
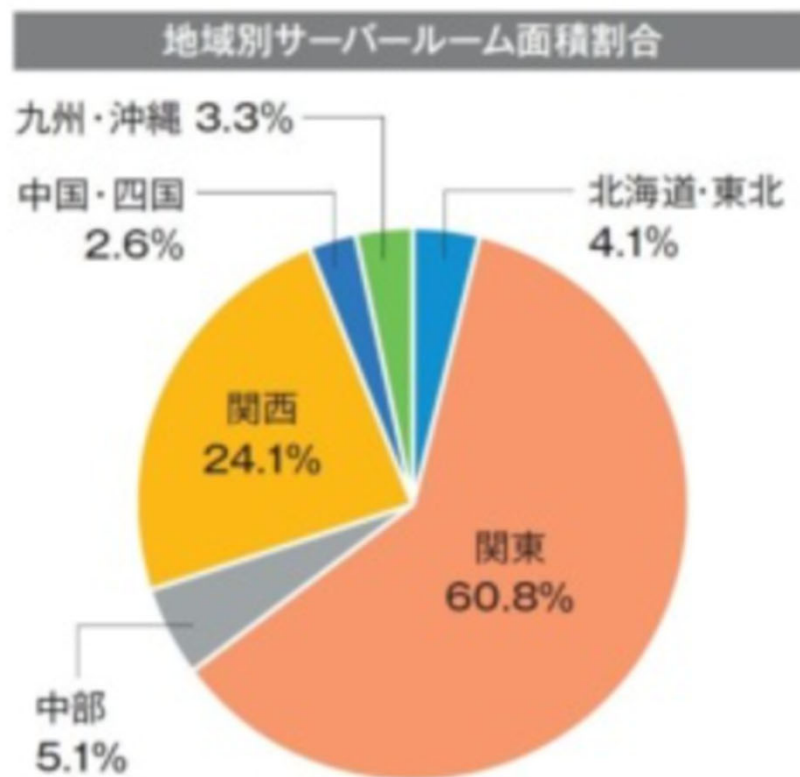
注2) 国: 堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
都道府県・政令市: 堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

注3) 一部事務組合、港務局を含む。

注4) 総数には、建設年度不明の施設数を含む。

データセンターの関東への集中

○国内のデータセンターは、千葉県印西市や東京都三鷹市など東京近郊に多く立地している。18年時点で、サーバールームの面積ベースでは6割が関東に集中している状況だ。



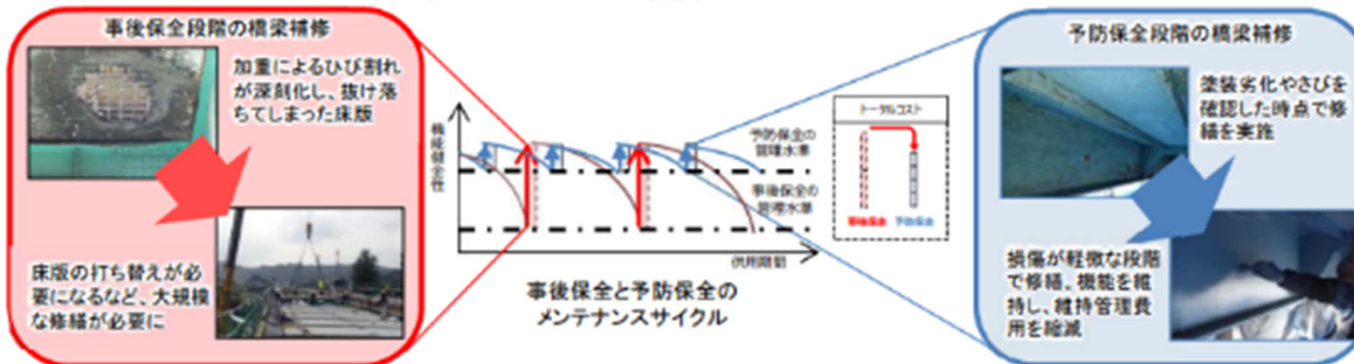
地域別に見たデータセンターの立地状況。左がサーバールームの面積、右が棟数。富士キメラ総研の「データセンタービジネス市場調査総覧2019年版」を基に日本政策投資銀行が作成（資料：日本政策投資銀行）

<目指すべき姿>

予防保全に基づくインフラメンテナンスへの本格転換による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や、新技術等の導入促進によるインフラメンテナンスの高度化・効率化等を進め、インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスを実現する。

2-1: 計画的なインフラメンテナンスの推進

■ 予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換



■ 地方公共団体等におけるインフラメンテナンス体制の確保



○ 予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率

道路：(橋梁) [R1: 約34%→R7: 約73%] (舗装) [R1: 0%→R7: 100%] 河川：[R1: 0%→R7: 100%] ダム：[R1: 82%→R7: 96%] 砂防：[R1: 91.7%→R7: 92.4%]
海岸：[R1: 84%→R7: 87%] 下水道：[R1: 0%→R7: 100%] 港湾：[R2: 83%→R7: 87%] 空港：[R1: 100%→R7: 100%] 鉄道：[R2: 14%→R7: 100%]
自動車道：[R2: 0%→R7: 100%] 軌道線：[R2: 55%→R7: 79%] 公園：[R1: 36%→R7: 100%] 官庁施設：[R2: 24%→R7: 100%] 公営住宅：[R7: 85%]

○ 地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数

道路：[R1: 8,459人→R7: 10,000人] 河川/ダム/砂防/下水道：[R1: 4,832人→R7: 9,900人]
港湾：[R1: 2,202人→R7: 4,000人] 空港：[R1: 261人→R7: 500人] 鉄道：[R2: 886人→R7: 1,000人]
自動車道：[R1: 9人→R7: 50人] 公園：[R1: 244人→R7: 440人] 官庁施設：[R1: 12,633人→R7: 17,000人]

2-2: 新技術の活用等によるインフラメンテナンスの高度化・効率化

■ インフラメンテナンスに係る新技術の普及・導入の促進



■ 維持管理に係るデータ利活用の促進

○ インフラメンテナンス国民会議を通じた新技術のシーズとニーズのマッチング数 [R1: 169件→R7: 400件]

2-3: 集約・再編等によるインフラストックの適正化

■ 集約・再編等の取組推進



○ 施設の集約・再編等に向けた取組数

道路：施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合 [R1: 14%→R7: 100%]
河川：老朽化した小規模な橋門等の無動力化実施率 [R1: 31%→R7: 41%]
海岸：南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・防関等の安全な閉鎖体制の確保率 [R1: 77%→R7: 85%]
下水道：汚水処理施設の集約による広域化に取り組み始めた地区数 [R1: 0箇所→R7: 300箇所]
港湾：既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合 [R1: 56%→R7: 100%]
軌道線：浮橋の年次交換基盤の再編に向けた検証率 [R2: 0%→R7: 100%]
公園：ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理数 [R1: 24団体→R7: 60団体]
官庁施設：新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数 [R1: 0施設→R7: 30施設]

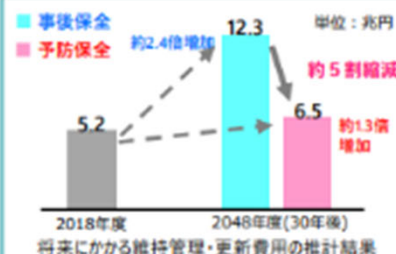
- 「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」の役割を担うインフラの機能を、将来にわたって適切に発揮させる必要
- メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画の充実化やメンテナンス体制の確保など、インフラメンテナンスの取組を着実に推進
- 更に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)」等による予防保全への本格転換の加速化や、メンテナンスの生産性向上の加速化、インフラストック適正化の推進等により、持続可能なインフラメンテナンスの実現を目指す

●計画の範囲

【対象施設】国土交通省が制度等を所管する全ての施設

【計画期間】令和3年度～令和7年度（2021年度～2025年度）

●中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し



・予防保全型インフラメンテナンスにより将来にかかる維持管理・更新費用を削減
⇒予防保全型インフラメンテナンスの取組の徹底が重要

●これまでの取組と課題

※平成26年5月策定の国土交通省インフラ長寿命化計画に基づき、以下の取組を実施

■メンテナンスサイクルの構築

- ・個別施設計画の策定
 - ・計画内容の見える化
 - ・点検実施によるインフラ健全性の把握
 - ・点検要領の改定
 - ・法令等の整備 等
- ⇒地方公共団体管理施設も含めインフラメンテナンスのサイクル構築が図られたと評価

■将来にかかる維持管理・更新費の抑制

- ・修繕等の措置への財政的支援
 - ・集約・再編に関する事例集等の作成 等
- ⇒早期に措置が必要なインフラが多数残存、機械設備をはじめ耐用年数が到来するインフラの存在

■メンテナンスの生産性向上

- ・広域的な連携の促進（情報提供の場の構築、地域一括発注の取組等）
 - ・官民連携手法の導入促進
 - ・維持管理に関する資格制度の充実
 - ・維持管理情報データベース化、施設管理者間・分野間でのデータベース連携
 - ・新技術の開発・導入推進
 - ・管理者ニーズと技術シーズのマッチング 等
- ⇒多くのインフラを管理する地方公共団体等ではメンテナンスに携わる人的資源が依然不足

●今後の取組の方向性

■目指すべき姿

持続可能なインフラメンテナンスの実現

■計画期間内に重点的に実施すべき取組

I. 計画的・集中的な修繕等の確実な実施による「予防保全」への本格転換

- ・予防保全の管理水準を下回る状態となっているインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施し機能を早期回復

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組を加速化（概ね1.5兆円程度）



II. 新技術・官民連携手法の普及促進等によるインフラメンテナンスの生産性向上の加速化

- ・地方公共団体等が適切かつ効率的なインフラメンテナンスの実施に資するため、新技術や官民連携手法の導入を促進



III. 集約・再編やパラダイムシフト型更新等のインフラストックの適正化の推進

- ・社会情勢の変化や利用者ニーズ等を踏まえたインフラの集約・再編や、来たるべき大更新時代に備えた更新時におけるパラダイムシフトの検討等を推進



■具体的取組の例

1. 個別施設計画の策定・充実

- ・定期的な計画更新の促進
- ・計画内容の充実化 等

2. 点検・診断／修繕・更新等

- ・早期に措置が必要なインフラへの集中的な対応による機能回復
- ・マスプロダクト型排水ポンプの技術開発
- ・集約・再編に関する事例集等の作成・周知 等

3. 予算管理

- ・メンテナンスの取組に対する地方公共団体等への財政的支援 等

4. 体制の構築

- ・研修等による技術力向上
- ・広域的な連携による維持管理体制の確保
- ・官民連携による維持管理手法の導入促進 等

5. 新技術の開発・導入

- ・NETIS等の活用による技術研究開発の促進
- ・インフラメンテナンス国民会議等の活用による円滑な現場展開 等

6. 情報基盤の整備と活用

- ・データベースの適切な運用、情報の蓄積・更新、発信・共有 等

7. 基準類等の充実

- ・適切な運用、必要に応じて適時・適切な改定

●フォローアップ計画

・計画のフォローアップにより、進捗状況等を把握

・ホームページ等を通じた積極的な情報提供

道路

道路メンテナンス事業補助制度

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの

※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む

※新技術等の活用を検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

・新技術等を活用する事業※¹

・長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※²及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

※¹ コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

※² 「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5.5 / 10 × δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【橋梁】

〇〇市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【トンネル】

〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【道路附属物等】

下水道 下水道広域化推進総合事業

- 地方公共団体における汚水処理の広域化を促進するため、**計画策定から取組までを総合的に支援**する「下水道広域化推進総合事業」を平成30年度に創設

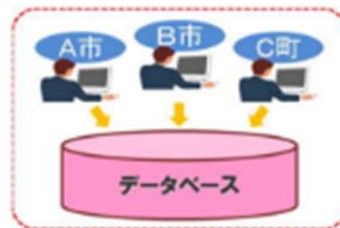
「下水道広域化推進総合事業」における交付対象事業

- 計画策定等
 - ・ 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定
 - ・ 複数の地方公共団体で利用するシステムの整備
- 交付対象施設
 - ・ 共同水質検査施設
 - ・ 移動式汚泥処理施設
 - ・ 汚泥運搬施設
 - ・ 汚泥処理施設
 - ・ 共同管理施設
 - ・ し尿受入施設
 - ・ 汚水処理施設の統合に必要な施設
 - ・ その他本事業を実施するに当たって必要な施設

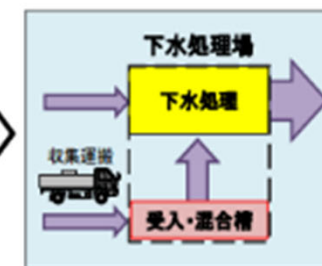
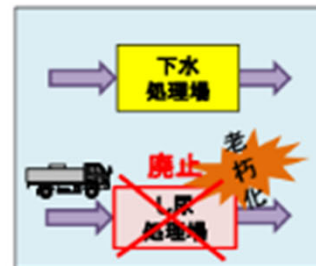
・広域化に係る計画策定



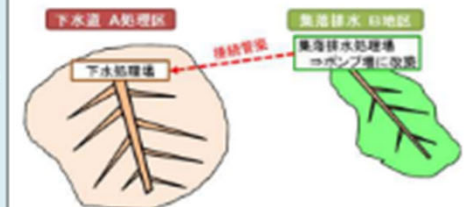
・複数の地方公共団体で利用するシステムの整備



・し尿受入施設の整備



・処理区の統合



港湾

港湾メンテナンス事業補助制度

- 港湾メンテナンス事業により、加速度的に進行する重要インフラの老朽化対策を集中的・計画的に支援し、地方公共団体等の予防保全型維持管理への本格転換を推進。
- 既存施設の統廃合、機能の集約及び転換や、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を個別施設計画に記載するための検討に係る費用の支援も実施。

【老朽化の進行による港湾施設の破損・事故例】



エブロン
の陥没



臨港道路
の陥没



コンクリート
の剥離



杭の破断

【個別施設計画への記載例】

港湾管理者：〇〇県（所管港湾：△△港、□□港）

ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針
△△港

既存施設の 統廃合等	令和7年度までに〇岸壁を利用転換（不荷役化）します。
新技術等の 活用	令和7年度までに管理する水域施設、係留施設において、〇割の施設で新技術・新工法を活用する予定。
費用縮減効果	これらの取組みにより、5年間で約●千万円のコスト削減を目指します。

□□港

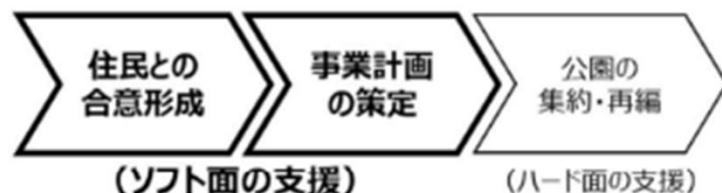
既存施設の 統廃合等	令和7年度までに老朽化した岸壁で構成されたふ頭間を埋め立て、ふ頭用地を確保し、船舶大型化に対応した岸壁を整備して貨物を集約します。
新技術等の 活用	令和7年度までに管理する外郭施設、臨港交通施設の〇〇施設のうち、約〇割の施設で補修・定期点検に係る新技術・新工法を活用します。
費用縮減効果	これらの取組みにより、5年間で約●百万円のコスト削減を目指します。

都市公園 都市公園ストック再編事業（社会資本整備総合交付金）

- 都市公園を再編・集約化し、維持管理の効率化や、跡地への保育所設置など、地域ニーズに即した「バージョンアップ」を進める。

都市公園ストック再編事業の内容

ストック再編までの流れ



対象事業	都市公園の再編や集約化に必要な ・施設整備 ・用地取得 + ソフト面の支援 例：社会実験などのコーディネート
------	--

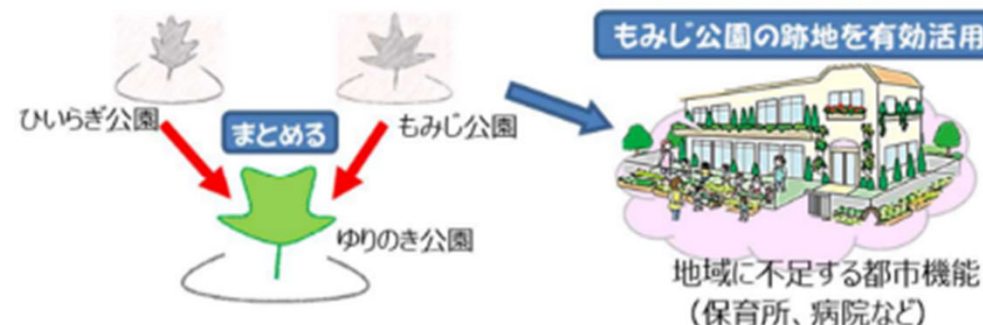
～主な事業要件～

- 立地適正化計画や緑の基本計画を作成している地方公共団体が対象。
- 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であること。（詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照）

都市公園ストック再編のイメージ

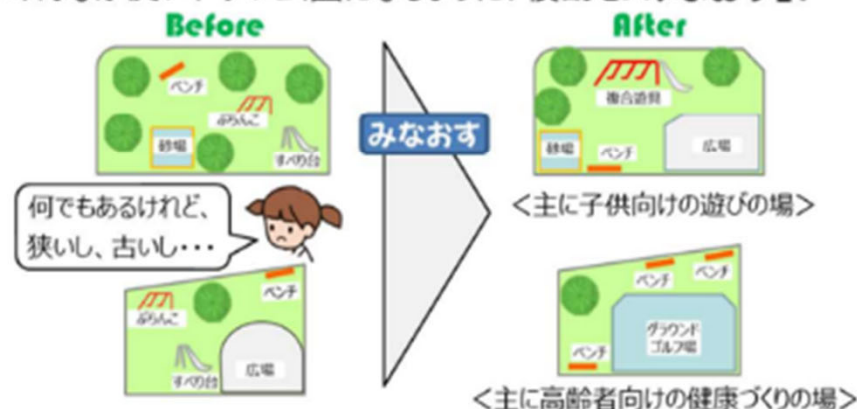
【配置の再編（集約化）】

- 地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



【機能の再編】

- みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



都市機能増進施設（誘導施設）

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高層空間形成施設（旅行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）

都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（標準に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

<民間事業者等>、<都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限り。）>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

※民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公共的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」
※ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害リスクゾーンを含んでいる市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を指定、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等

・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に属する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業

・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備

・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



社会インフラの「予防保全型」維持管理への転換に向けた3課題 脆

○予防保全に寄与するデジタル技術として、ドローンや各種センサーによる点検・検査技術が登場している。インフラオーナーである自治体や、点検・修繕工事を担う事業者では、技能職・技術職の人手不足が進んでいるため、新技術を用いて誰でも同じ品質で効率的に点検・検査が出来れば、人手不足の解決に寄与する。このように技術進歩は予防保全型維持管理への追い風にはなりますが、単純な技術導入では解決できない課題が3つある。

事後保全型から予防保全型への3つの課題

課題①（コスト）

事後保全の修繕に加えて、予防保全の観点からの修繕をする場合は、修繕箇所が増えて**一時的にはコストが膨らむ**。国土交通省はインフラメンテナンスを長期で民間に委託する「包括的民間委託」の手引きを示しているが、管理するインフラの種類・状態・自然条件、インフラ維持管理の組織体制、地場の事業者の数・規模などが個々の自治体で様々なこともあり、長期の包括的民間委託を有効に活用できている自治体はまだ限定的。

課題②（DX）

インフラが劣化する前に修繕をするためには、**センシングによるインフラ状態データの取得とデジタル基盤によるデータ蓄積・分析・可視化が重要**。現在のインフラ状態をセンシングするだけでも予防保全を進めることはできるが、**予防保全効果を最大化するには劣化予測をするなど、より高度なデータ分析が必要**。インフラ状態だけではなく、天候、修繕方法、使用材料など多様なデータを中長期で取得・蓄積して分析・活用ができるデジタル基盤、及び、データを活用した高度な事業運営をする組織作りが実現されて初めて、予防保全の効果が最大化される。

課題③（スキーム）

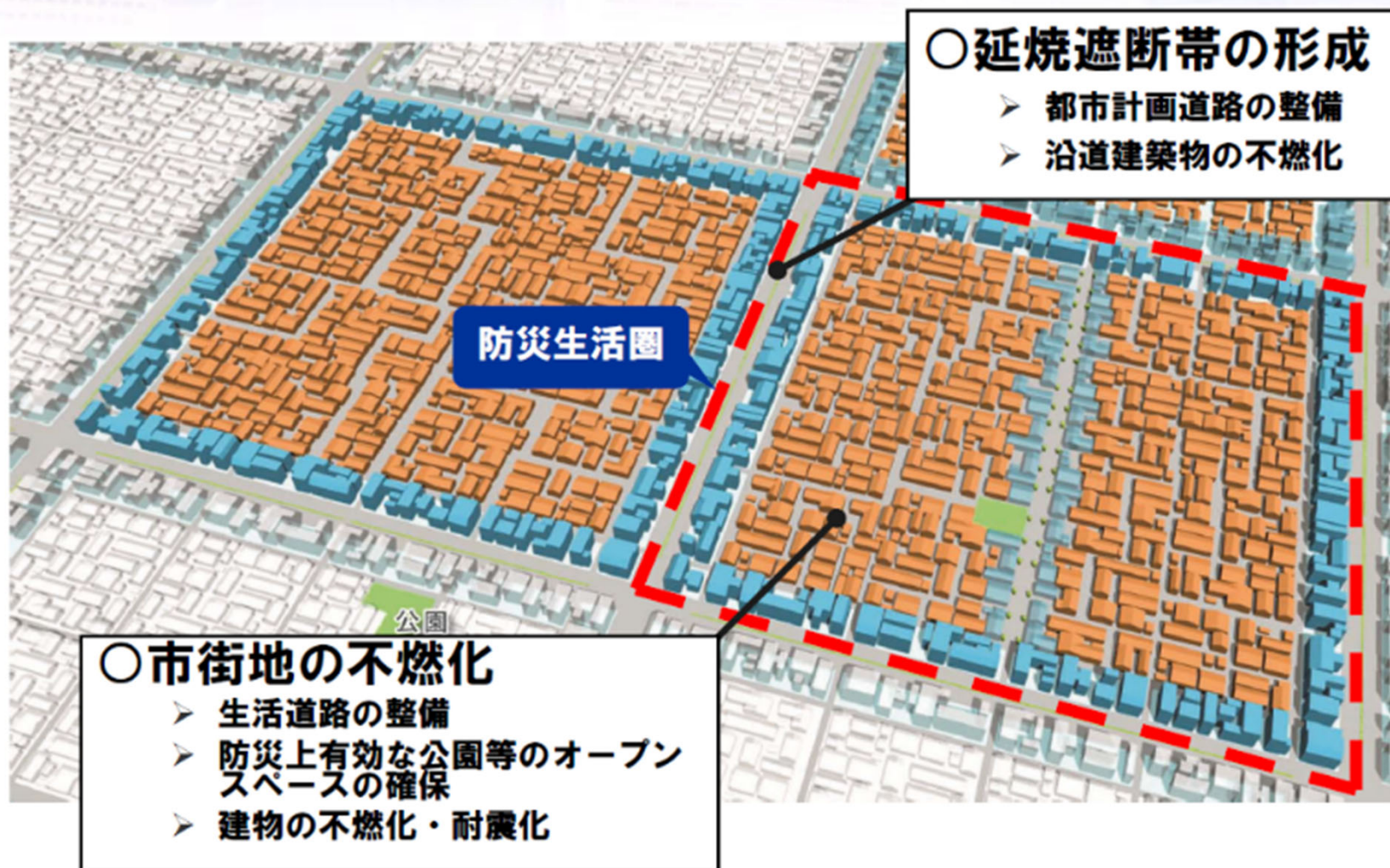
社会インフラは、インフラオーナーである国や自治体、点検・修繕をする事業者、利用者である住民の3つの関係者が存在するため、**3者が納得するスキーム作りが求められる**。

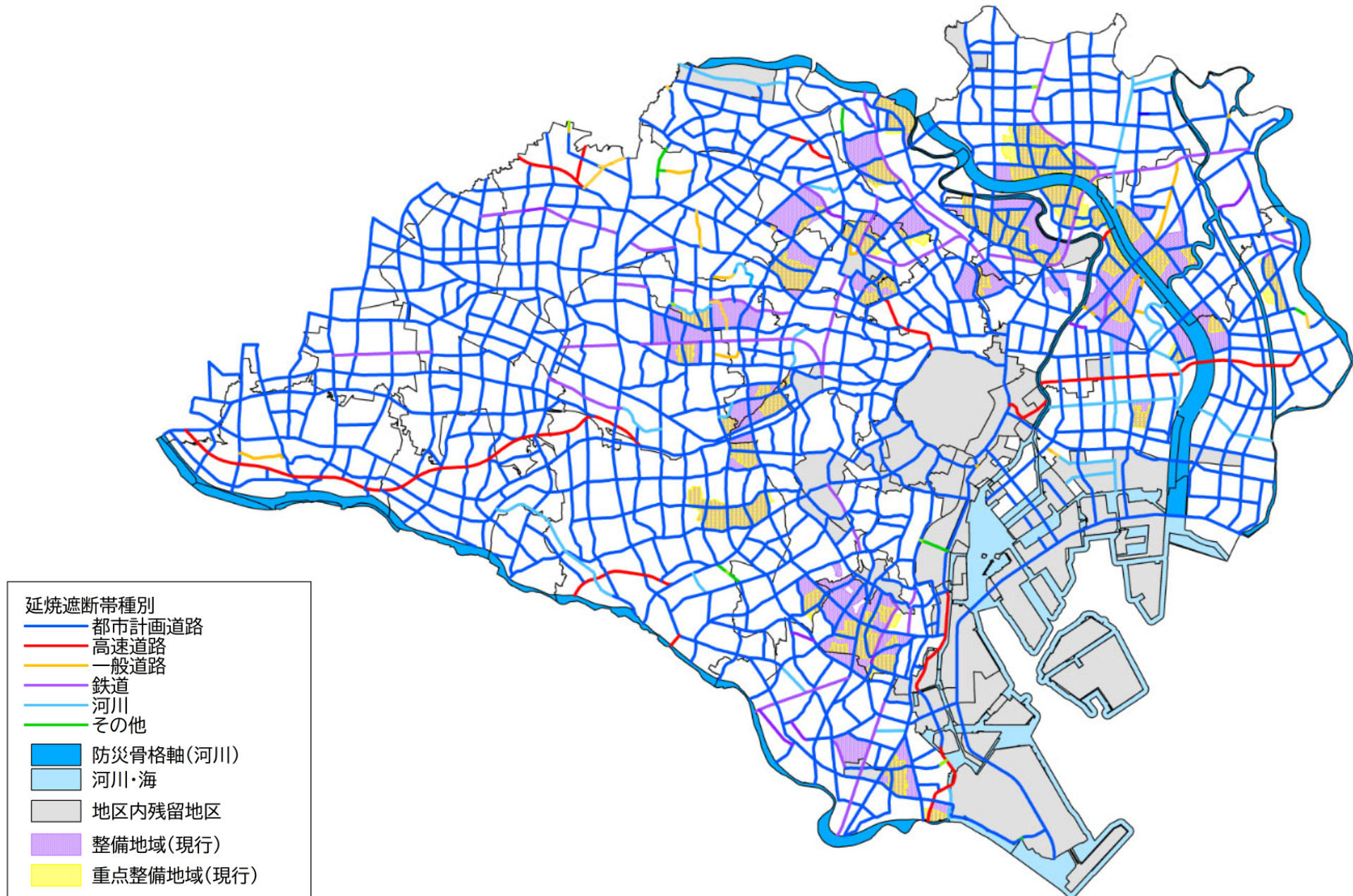
自治体は、限られた予算内で増加する老朽化インフラを維持管理する必要がある一方、地元事業者の雇用維持のためにも、効率化による単純な業務量の削減は望ましくない。

住民が維持管理コスト増を抑制しつつ従来通りの水準でインフラを利用し続けるためには、何らかの方法でインフラ維持管理に関与するスキームが求められる。

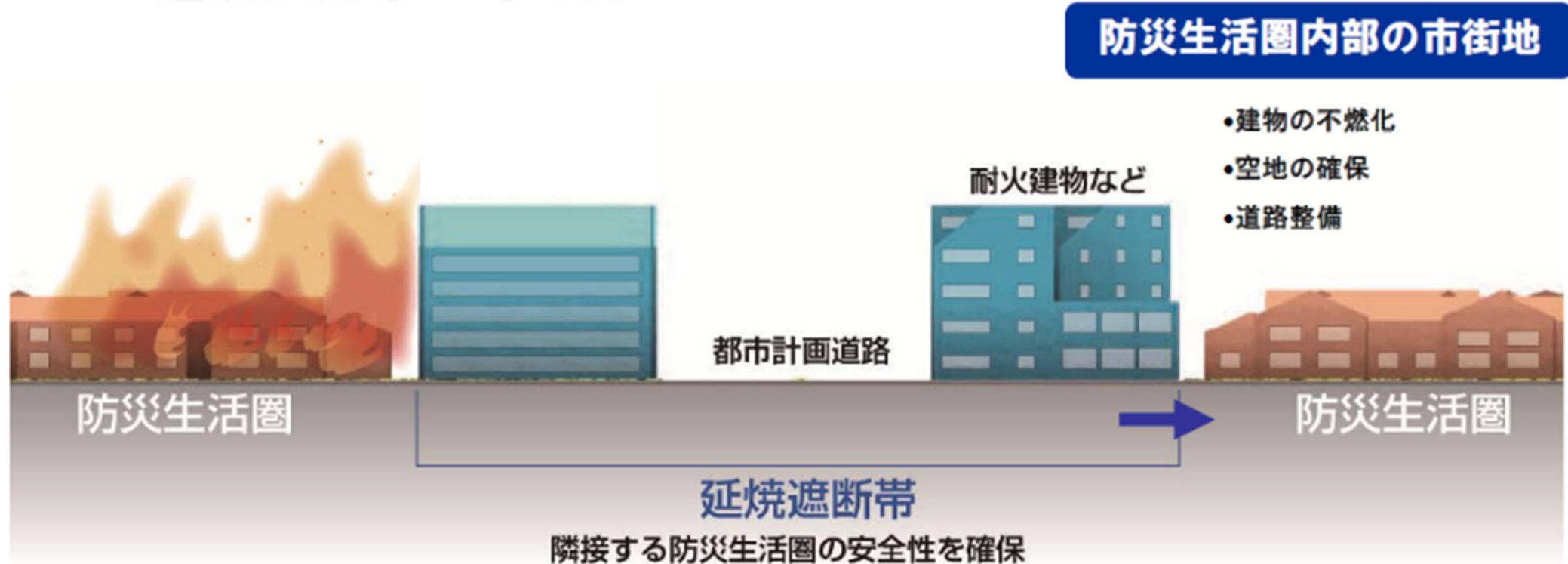
防災都市づくり推進計画

■ 防災都市づくりの基本的な考え方





■ 延焼遮断帯の考え方

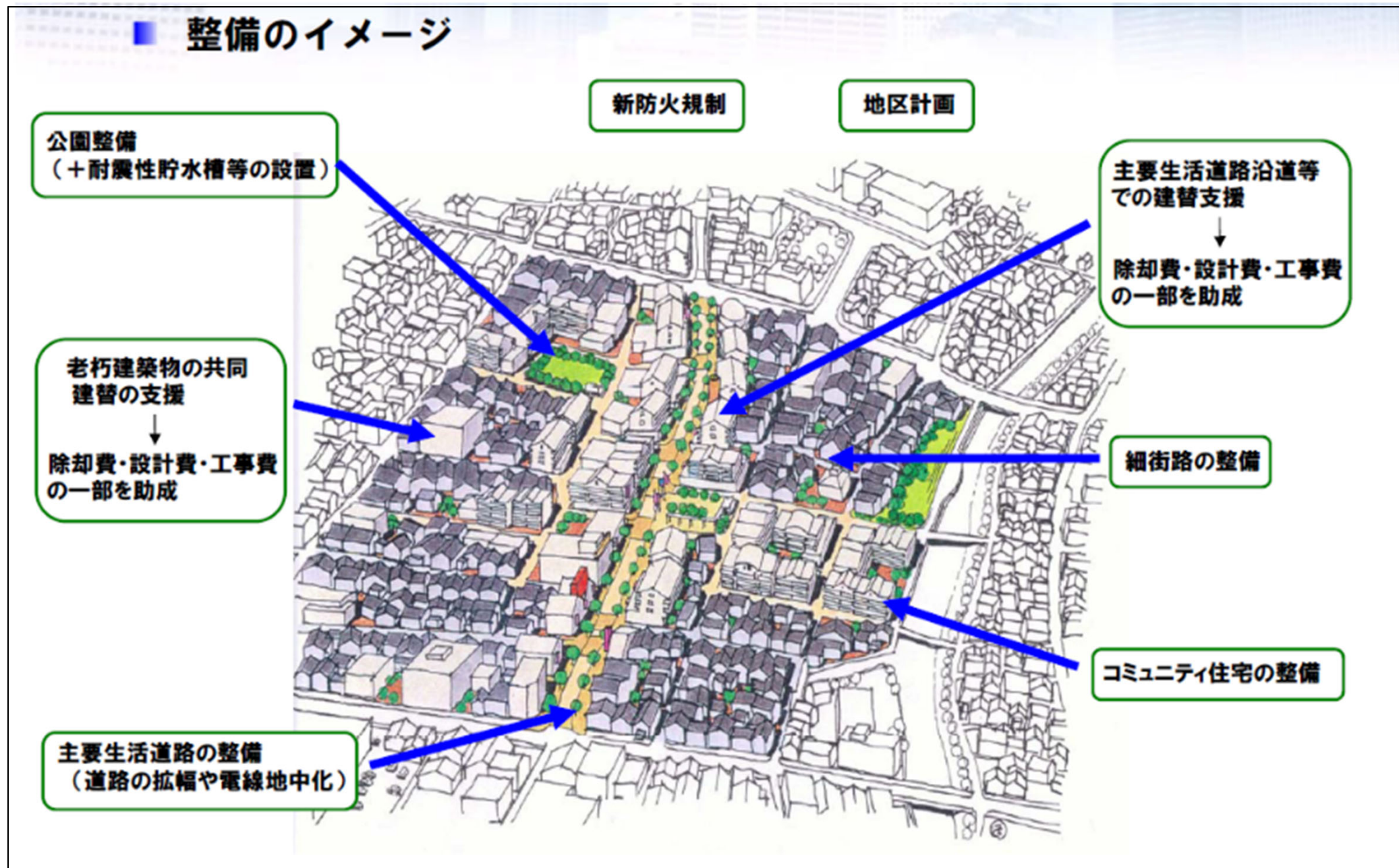


防災生活圏の安全性を確保

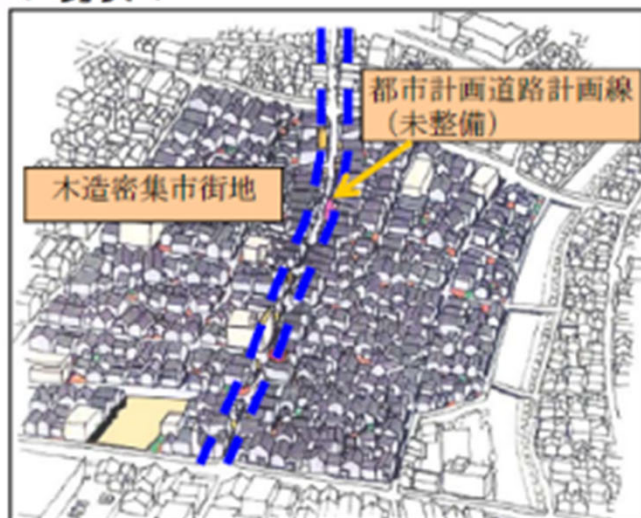


震災時の大規模市街地火災の防止

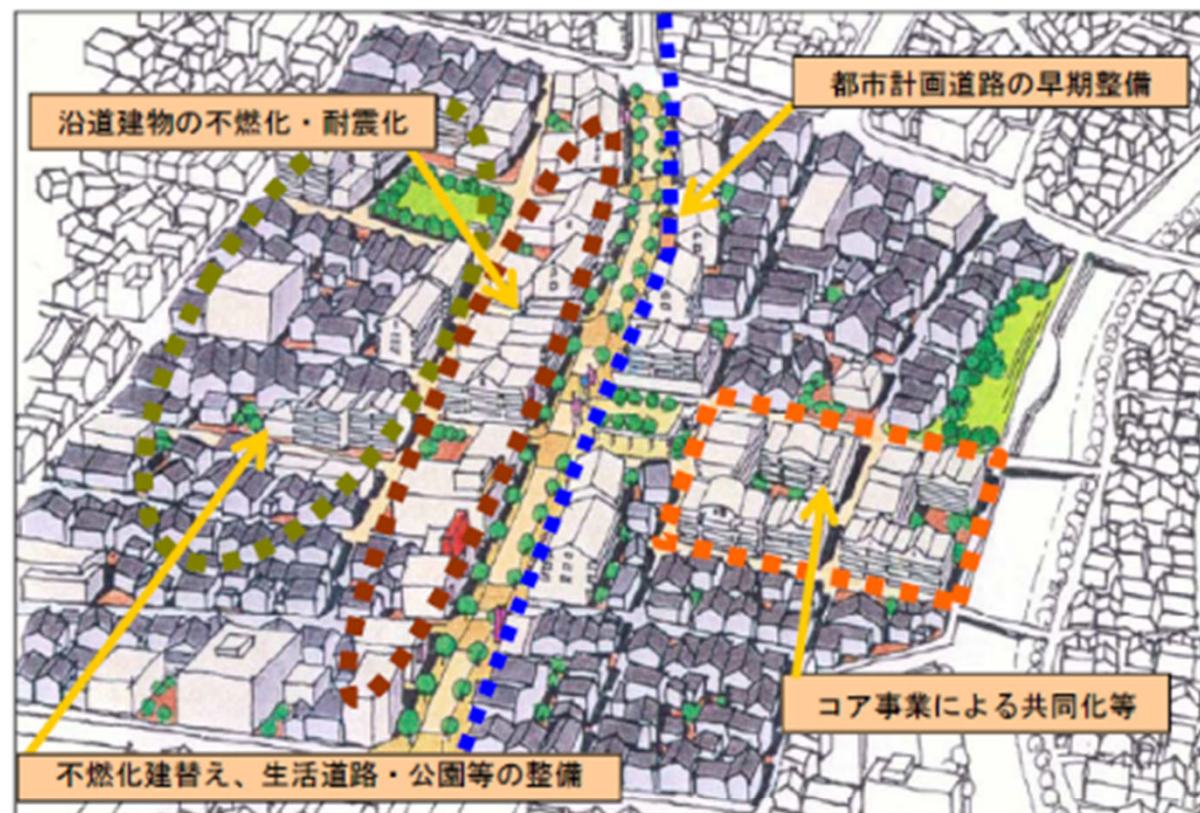
■ 整備のイメージ



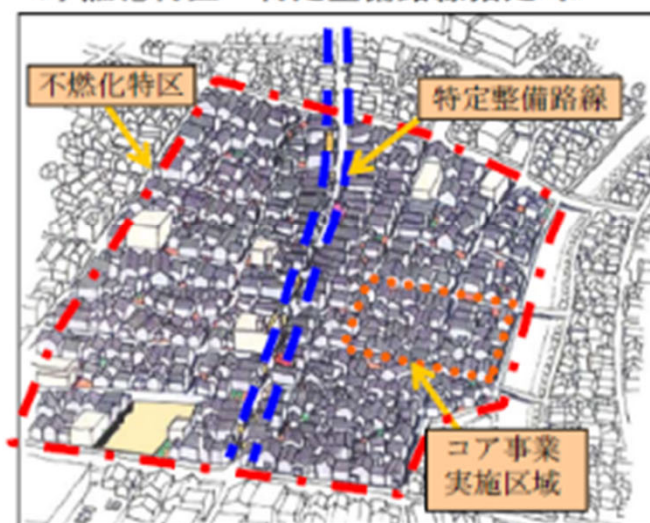
＜ 現状 ＞



＜ 整備後 ＞



＜不燃化特区・特定整備路線指定時＞

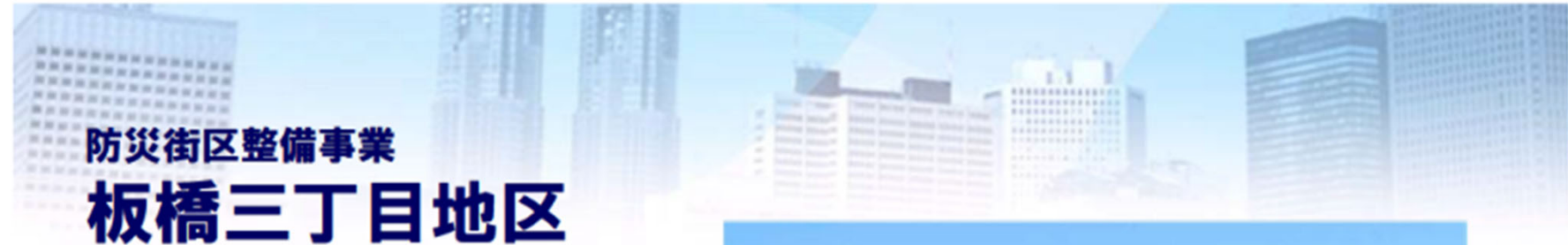


防災街区整備事業

板橋三丁目地区

- 事業組合認可日：
平成19年3月26日
- 事業目的：
老朽化した木造住宅を除却し、建物の共同化を図ると同時に、災害時に有効となる避難路や公園の整備を行う。
- 地区面積：約0.4ha
敷地面積：約2,065㎡
個別利用区：約490㎡
- 建物規模：
RC造：地下1階／地上23階
高さ：約83m
建築面積：約1,020㎡
延床面積：約15,430㎡
- 主な用途：
住宅(139戸)、店舗、公共施設
立体駐車場(約80台)
- 総事業費 約69億円
- 土地建物所有者数：61名





防災街区整備事業

関原一丁目中央地区

- 事業施行認可日：
平成22年4月13日
- 事業目的：
老朽化した木造住宅を除却し、建物の共同化を図ると同時に、災害時に有効となる避難路や公園の整備を行う。
- 地区面積：約0.4ha
共同利用区：約1,960㎡
個別利用区：約840㎡
- 建物規模：
RC造：地上8階
高さ：約24m
建築面積：約940㎡
延床面積：約4,500㎡
- 用途：
住宅（60戸）
- 総事業費 約19億円
- 権利者数：45名



■ 都市計画道路の整備

- 市街地火災の延焼防止効果のある都市計画道路を整備



整備前



整備後

【補助第46号線・目黒本町3丁目付近】

■ 沿道建築物の不燃化

➤ 不燃建築物への建替えに対する助成



【荒川区 小台地区】

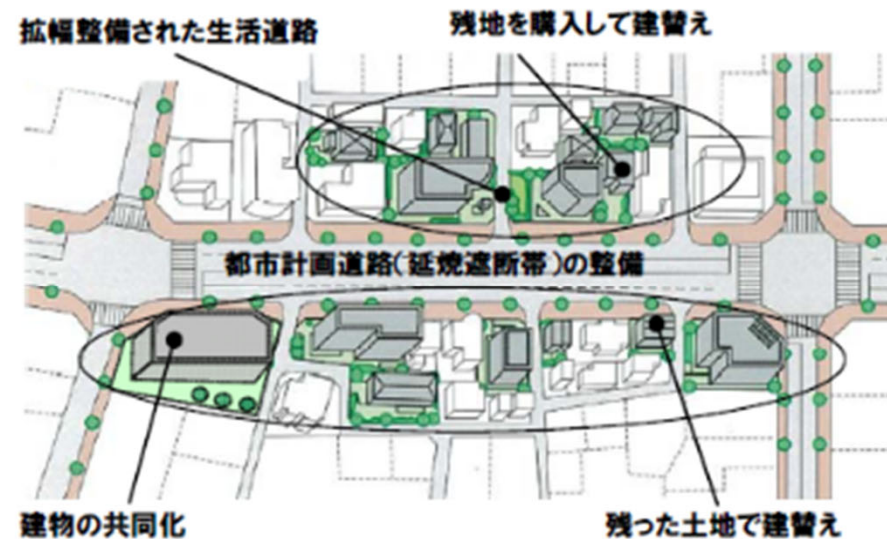
■ 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり

- 道路整備に合わせて、沿道の効率的な土地利用の促進
- 民間活力を活かしながら、地元の意向を反映した沿道での建物の共同化などを促進

事業実施地区
東池袋地区（豊島区） （補助第81号線）
鐘ヶ淵地区（墨田区） （補助第120号線）
土支田・高松地区（練馬区） （補助第230号線）
十条地区（北区） （補助第83号線）
目黒本町地区（目黒区） （補助第46号線）



【整備前】



【整備後イメージ】

■ 都有地活用プロジェクト（世田谷区池尻二丁目）

- 都有地を公募で選定した民間事業者に売却、共同住宅を整備
- 都市計画道路の整備に伴う移転対象地権者に、優先的に分譲



【共同住宅の整備後】

■ 主要生活道路の整備

- 避難や消火・救援活動を行う上で重要な主要生活道路を整備
- その沿道建築物の不燃化・耐震化の建替えを促進



【墨田区 京島地区】

■ 公園の整備

- 地域コミュニティの場となる防災上有効な公園・広場の整備
- 耐震型の貯水槽等を設置し、防災活動拠点機能を確保



【練馬区 江古田地区】

■ 老朽建築物の共同建替え支援

- 未接道等により建替えが困難な地区で、地元住民が自治体の助成制度を活用し、共同建替えを実施



整備前



整備後

【新宿区 若葉・須賀町地区】

■ 防災街区整備事業

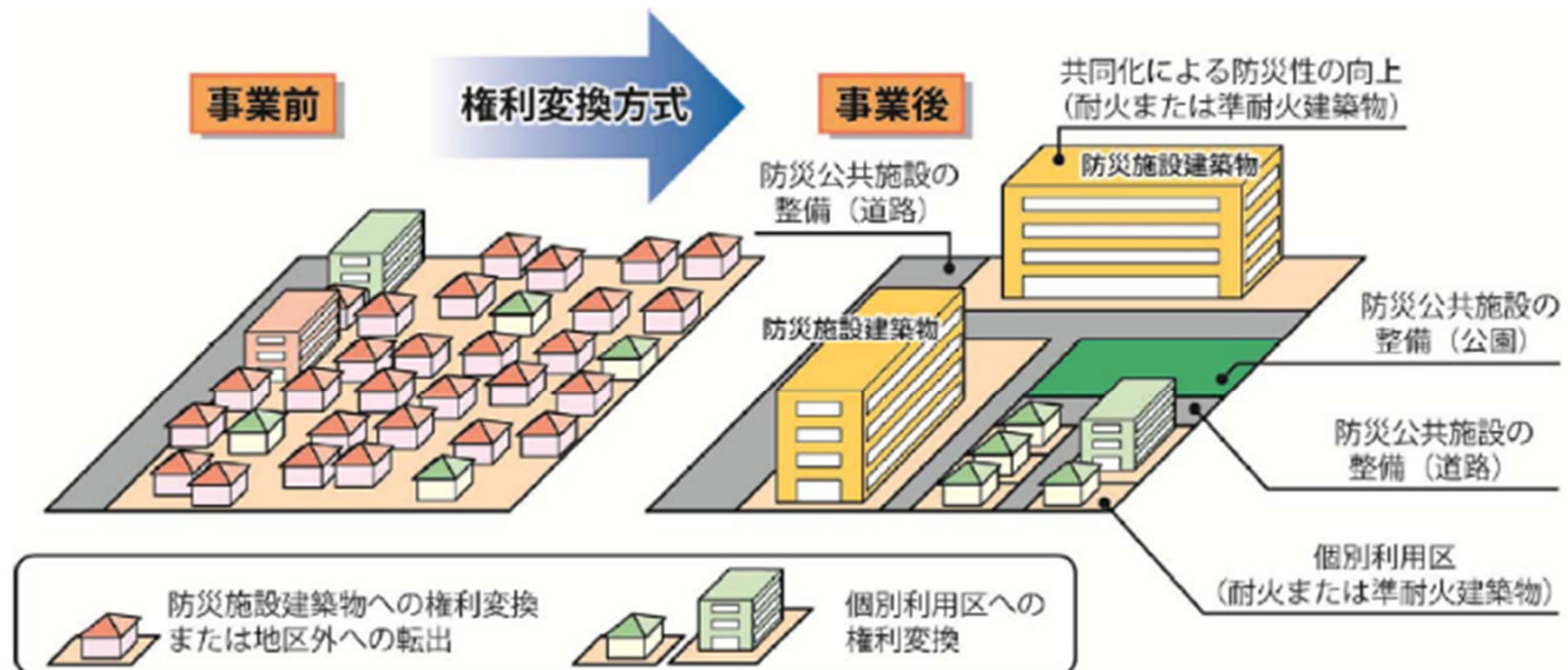
- 老朽化した建築物を除却し、防災性の高い建築物及び公共施設の整備を行う事業
- 権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める、柔軟かつ強力な事業手法

都内での実績

京島三丁目地区（墨田区）
（0.2ha H22事業認可）

関原一丁目地区（足立区）
（0.4ha H22事業認可）

板橋三丁目地区（板橋区）
（0.4ha H18事業認可 H22完了）



参 考

【参考】既存計画①

国土形成計画(全国計画) 概要

2023年(令和5年)7月閣議決定

新たな国土の将来ビジョン

計画期間: 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

時代の重大な岐路に立つ国土《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

- ・未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- ・巨大災害リスクの切迫(水災害の激甚化・頻発化、巨大地震・津波、火山噴火、雪害等)
- ・気候危機の深刻化(2050年カーボンニュートラル)、生物多様性の損失

コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

- ・テレワークの進展による通勤・通学場所等に縛られない暮らし方・働き方
- ・新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

- ・DX、GXなど激化する国際競争の中での競争力の低下
- ・エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- ・東アジア情勢など安全保障上の課題の深刻化

豊かな自然や文化を有する多様な地域からなる国土を次世代に引き継ぐための**未来に希望を持てる国土の将来ビジョン**が必要

目指す国土の姿「新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」

デジタルとリアル融合による 活力ある国土づくり

～地域への誇りと愛着に根差した地域価値の向上～

巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する 安全・安心な国土づくり

～災害等に屈しないしなやかで強い国土～

世界に誇る美しい自然と多彩な文化を育む 個性豊かな国土づくり

～森の国、海の国、文化の国～

国土づくりの戦略的視点 ①民の力を最大限発揮する官民連携 ②デジタルの徹底活用 ③生活者・利用者の利便の最適化 ④縦割りの打破(分野の垣根を越える横断的発想)

※南北に細長い日本列島における国土全体での連結強化
※広域・レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

国土構造の基本構想「シームレスな拠点連結型国土」

〈広域的な機能の
分散と連結強化〉
※国境のネットワーク強化
〈持続可能な生活圏
の再構築〉

- ◆ 中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展、日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成
- ◆ リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成による地方活性化、国際競争力強化
- ◆ 生活に身近な地域コミュニティの再生(小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生)地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない、新たな発想からの地域生活圏の形成

デジタルの徹底活用による場所や時間の制約を克服した国土構造への転換

- 東京一極集中の是正(地方と東京のwin-winの関係構築)
- 国土の多様性(ダイバーシティ)、包摂性(インクルージョン)、持続性(サステナビリティ)、強靱性(レジリエンス)の向上

《国土の刷新に向けた重点テーマ》

デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

- ・「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合
- ・生活圏人口10万人程度以上を一つの目安として想定した地域づくり(地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとらわれない地域間の連携・補完)
- ・「共」の視点からの地域経営(サービス・活動を兼ねる、束ねる、繋げる)発想への転換主
 - ✓ 体の連携、事業の連携、地域の連携
- ・デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上
 - ✓ デジタルインフラ・データ連携基盤・デジタル社会実装基盤の整備、自動運転・ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの実装の加速化
 - ✓ 地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジタル活用を含めたリアル空間での利便性向上
- ・民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

相互連携による相乗効果の発揮

持続可能な産業への構造転換

- ・GX、DX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- ・既存コンビナート等の水素・アンモニア等への転換を通じた基幹産業拠点の強化・再生
- ・スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼働力の向上等

グリーン国土の創造

- ・広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用(30by30の実現、グリーンインフラの推進等)を通じたネットワーク化
- ・カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり(地域共生型再生エネ導入、ハイブリッドダム等)等

人口減少下の国土利用・管理

- ・地域管理構想等による国土の最適利用・管理、流域治水、災害リスクを踏まえた住まい方
- ・有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- ・地理空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX等

地域の安全・安心、暮らしや経済を支える 国土基盤の高質化

- ・防災・減災、国土強靱化、生活の質の向上、経済活動の支え(機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化)
- ・戦略的マネジメントの徹底によるストック効果の最大化

- ✓ DX、GX、リダンダンシー確保、安全保障、自然資本との統合等の観点からの機能高度化
- ✓ くばり観点からの縦割れ・横断的による複合化・多機能化・効果最大化
- ✓ 地域インフラ群再生戦略マネジメント等の戦略的メンテナンスによる持続的な機能発揮

地域を支える人材の確保・育成

- ・包摂社会に向けた多様な主体の参加と連携
- ・子どもまんなかまちづくり等のこども・子育て支援、女性活躍
- ・関係人口の拡大・深化

分野別施策の基本的方向

- 地域の整備(コンパクトネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等)
- 産業(国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等)

- 文化・スポーツ及び観光(文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等)
- 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラ

- 防災・減災、国土強靱化
- 国土資源及び海域の利用と保全(農地、森林、健全な水循環、海洋・海域等)
- 環境保全及び景観形成

計画の効果的推進 広域地方計画の策定・推進

- 地理空間情報等を活用したマネジメントサイクルと評価の実施
- 広域地方計画協議会を通じた広域地方計画の策定・推進

新しい資本主義デジタル
田園都市国家構想の実現

新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化の基本的考え方(第1章)

○国土強靱化の理念として、4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定め、国土強靱化の取組を推進

4つの基本目標

①人命の保護

②国家・社会の重要な機能が
致命的な障害を
受けず維持される

③国民の財産及び
公共施設に係る
被害の最小化

④迅速な復旧復興

国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

①国土強靱化の理念に関する主要事項

- 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 事前復興の発想の導入促進
- 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

②分野横断的に対応すべき事項

- 環境との調和
- インフラの強靱化・老朽化対策
- 横断的なリスクコミュニケーション
(災害弱者等への対応)

新規 ③社会情勢の変化に関する事項

- 気候変動の影響
- グリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現
- 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- SDGsとの協調
- デジタル技術の活用
- パンデミック下における大規模自然災害

④近年の災害からの知見

- 災害関連死に関する対策
- コロナ禍における自然災害
対応

国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

国土形成計画と連動

国民の生命と財産を守る
防災インフラ
(河川・ダム、砂防・治山、
海岸等)の整備・管理

経済発展の基盤となる交
通・通信・エネルギーなど
ライフラインの強靱化

新規
デジタル等新技術
の活用による
国土強靱化施策の高度化

災害時における
事業継続性確保
を始めとした
官民連携強化

新規
地域における
防災力の一層の強化
(地域力の発揮)

脆弱性評価(第2章)

- 本計画を策定するに当たって脆弱性評価を実施
- 4つの基本目標の達成のために、6つの「事前に備えるべき目標」及びその妨げとなる35の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、12の個別施策分野・6の横断的分野も設定

国土強靱化の推進方針(第3章)

- 12の個別施策分野及び6の横断的分野のそれぞれについて推進方針を策定

計画の推進と不断の見直し(第4章)

- PDCAサイクルにより、35施策グループの推進方針、主要施策、重要業績指標等を「年次計画」として推進本部が取りまとめ、毎年度、施策の進捗状況を把握
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組の更なる加速化・深化を図る
- 社会経済情勢等の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね5年ごとに、計画内容の見直しを行う

12の個別 施策分野

1.行政機能/警察・消防等/防災教育等 2.住宅・都市 3.保健医療・福祉 4.エネルギー 5.金融 6.情報通信
7.産業構造 8.交通・物流 9.農林水産 10.国土保全 11.環境 12.土地利用(国土利用)

6の横断的 分野

A.リスクコミュニケーション B.人材育成 C.官民連携 D.老朽化対策 E.研究開発 F.デジタル活用(新規)